

特別配慮申請に係る手続きについて

千葉市教育委員会

視力・聴力等、身体に障害があることにより、志願者が受検上特別な配慮を必要とする場合は、令和7年11月5日（水）までに小学校等の校長が千葉市立稲毛国際中等教育学校長に「特別配慮申請書」（様式14）を提出します。様式は教育改革推進課ホームページよりダウンロードできます。

なお、検査Ⅲについては、放送による検査が含まれます。検査において、特別な配慮が必要な志願者は、小学校等へ相談の上、申請書を作成してください。

配慮の内容については、小学校等の校長と中等教育学校長とが協議の上、令和7年11月28日（金）までに小学校等の校長を通じて「特別配慮通知書」（様式15）により通知します。

< 特別配慮申請の流れ >

